公共料金等専門調査会報告

~消費者参画の機会、料金の適正性の確保に向けて~

平成 25年7月消費者委員会公共料金等専門調査会

1:はじめに

約30年ぶりに電気料金の値上げが申請されたことを契機に、昨年来、国民生活における公共料金等(以下「公共料金」という。)の重要性が改めて認識されている(図表1)。

一方、消費者基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定、平成 24 年 7 月 20 日一部改定、計画期間は平成 26 年度末まで)施策番号 67-2 において、消費者委員会、消費者庁、各公共料金等所管省庁(以下「所管省庁」という。)は、公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会、料金の適正性の確保を保つ観点から、「情報公開の実施状況についてのフォローアップ」「公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保」「料金の妥当性を継続的に検証する具体的な方法の検討と実施」について検討し、取り組むこととされている(図表 2)。

このため、昨年11月に設置された当公共料金等専門調査会において、所管省庁に対して書面調査等を行った。また、電気料金の値上げ認可申請に対処するため、同12月に家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会(以下「電気料金調査会」という。)を当専門調査会のもとに設置し、関西電力・九州電力等からの電気料金の値上げ認可申請について、検討してきたところである。

本とりまとめは、消費者基本計画(施策番号 67-2②③)の進捗状況を踏まえてとりまとめたものであり、同時に、これまでの 6 回にわたる当専門調査会での議論や、電気料金調査会での議論から得られた、取り組むべき課題と今後検討すべき論点を示したものでもある。

今後、所管省庁及び消費者庁においては、以下の課題について取り組んでいく必要がある。また、消費者委員会においては、これらの取組について、随時フォローアップしていくとともに、論点について検討を進めることを期待したい。

2:消費者参画の実質的な確保に向けて取り組むべき課題(消費者基本

計画施策番号 67-2②関係)

公共料金の改定に消費者の利益が適切に反映されるためには、消費者参画の実質的な確保が行われる必要がある。また、その確保にあたっては、審議プロセスにおける透明性も必要である。この点、昨年の東京電力による電気料金の値上げ認可申請以降、電気料金の値上げ認可申請の審査プロセスについては、申請に対する査定方針等を審議するため、電気料金審査専門委員会が新たに設置されるなど、改善が図られている(図表3-1、3-2)。今後、人件費やエネルギー価格の上昇等により、他の分野でも今般の電気料金のような改定について検討が行われうることが予想されるところ、所管省庁¹及び消費者庁は、このような料金改定にも備えつつ、電気料金の値上げ認可申請の審査プロセスを一つの参照すべき先行事例として位置づけ、消費者基本計画施策番号 67-2②の実施に向けて、以下の課題について取り組むべきである。また、消費者委員会は、その取組状況を随時フォローアップすべきである。

(1)消費者参画の実質的な確保

<料金改定認可申請等を検討・審議する「場」への消費者参画>

○「審査要領」等原価として認める費用、その水準に関する基準の見直し や料金改定認可申請は、中立的に検討・審議されるべきであり、検討・ 審議の場は、関係分野の専門知識を有する外部有識者²を中心として構成 されるべきである。また、原則として、公開すべきである³。その際、マ スコミに加え、一般の傍聴も可能な限り認めるほか、会議終了後には資 料や議事概要を迅速にホームページに掲載等して情報提供すべきである。

「審査要領」や「算定要領」等は、消費者が料金改定認可申請を評価 し、理解する上で有用なものであることから、ホームページに常時最新 版を掲載するなど、消費者が容易に閲覧できるような環境を整備すべき である。また、その内容について、必要に応じて、随時見直しを行うべ きである。

¹ なお、本稿においては、料金改定が、国会で決定されるもの等は念頭においていない。

² 学識経験者・公認会計士・弁護士・実務者・消費者問題に精通している者(例えば、消費者団体関係者等)が想定される。

³ 事業者の機密情報を取り扱う場合は、この限りではないが、その際には、消費者への情報 提供の必要性を、可能な限り踏まえるものとする。

申請受理した書類、認可に係る書類をホームページに掲載すべきである。

- ○上記の検討・審議の場で、消費者の意見が取り上げられる機会をどのように確保していくかについても、検討すべきである。その際、事業者の意見の取り上げ方とのバランスを踏まえるべきである(例えば、事業者が審議の場に参画している場合は、消費者の代表も参画するべきではないか。)。このため、その検討・審議の場において、料金改定により影響を受ける消費者の代表を「正規メンバーとしての参加」、「オブザーバーメンバーとしての参加」、「意見聴取対象としての参加」といったような形での参加を検討すべきである。
- <公聴会開催等広範な消費者の意見を聴取する場の設定等>
- ○料金改定が、消費者に多大な影響を与えることを踏まえると、より広範 な消費者の意見が、明確に取り上げられる機会を設ける必要がある。

公聴会開催について定めがある場合⁴、料金の新規設定及び変更(値下げの場合を除く)の際は極力公聴会を開催すべきである。公聴会開催が関係者の要請を基に開催されるとしている場合で、その「関係者」に消費者が含まれていない場合であっても、広く消費者の声を聴くため、基本的には公聴会を開催すべきである。また、公聴会開催については、消費者に十分な時間的余裕をもって周知することが必要であり、開催にあたっては、可能な限り希望者全員の意見表明の機会を確保すべきである。

なお、公聴会を開催しない場合は、その理由を対外的に明らかにする べきである。

公聴会開催について定めがない場合であっても、料金改定認可手続き にあたって、可能な限り、消費者の意見を聴取する場(「消費者との意見 交換会」等)を設定すべきである。

公聴会や消費者の意見を聴取する場で呈せられた意見については、可能な限り一般に情報提供するべきである。

○公聴会の開催や消費者の意見を聴取する場を設定しない場合は、ホームページ等を活用し、国民一般から広く意見を募集するべきであり、また、募集した意見への回答も公表すべきである。なお、公聴会等を開催する

⁴ 公共料金分野によっては、認可等の処分をしようとするときには、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならないとしている料金分野がある一方で、一定の要件に該当する関係者の要請があったときには、公聴会を開催しなければならないとしている料金分野も存在している。

場合であっても、必要に応じて、同様の対応を行うことが望ましい。

- ○料金改定認可申請を行った旨を消費者に十分に周知するとともにその内 容についても十分に説明するよう事業者に促すべきである。
- ○消費者庁は、所管省庁主催の公聴会等とは別に、料金改定認可手続きに あたって、サービス提供地域における消費者の意見を聴くべきである。 その際、可能な限り希望者全員の意見表明の機会を確保すべきである。

(2) 国民の意見の活用・消費者への啓発

- ○消費者庁は、入手した公共料金に関する国民の意見・相談について、その内容を所管省庁と共有し、公共料金制度の更なる改善のため積極的に 活用すべきである。
- ○消費者庁は所管省庁と連携して、公共料金に関する消費者の知見や理解の 向上を支援するため、消費者への啓発活動や消費者教育に積極的に取り 組むべきである。

なお、(1)(2)の取組みを行う際には、消費者への影響の大小という観点を踏まえ、事業者の規模や事務負担能力等を考慮し、柔軟に対応していくべきである。

(3)料金改定認可プロセスにおける実効性の確保

また、公共料金等の新規設定及び変更の場合にあたっては、所管省庁と消費者庁の間で協議が実施されることになるが、基本的に、消費者庁は、この協議プロセスを通じても、料金決定過程における消費者参画の実質的な確保を図るべきである。このため、

- ○所管省庁は、所管省庁と消費者庁の間での協議に先だって消費者庁が検討に時間的余裕を持てるよう、料金改定認可申請が行われた場合には、その旨を迅速に消費者庁に連絡するべきである。この連絡を受け、消費者庁は、所管省庁の査定プロセスとは別に、速やかに当該申請への対応の検討を開始すべきである。
- ○消費者庁は、所管省庁との協議にあたっては、実際の所管省庁の料金改定 認可手続きでは、消費者参画が実質的に確保されているか、(1)に掲げ た課題への取組状況を総合的に検証するべきである。
- ○物価問題に関する関係閣僚会議に付議されるような重要な公共料金の料 金改定認可手続きについて、

- 消費者庁は、所管省庁の査定の方針に対する消費者庁の検証ポイント (例:家庭用電気料金の値上げ認可申請の際の「電気料金値上げの認可 申請に関するチェックポイント」)を、消費者委員会の議論を踏まえて、 策定・公表すべきである。なお、消費者委員会としては、所管省庁及び 申請事業者へのヒアリングを行った上で、検証ポイントに盛り込むべき 事項について議論するべきである。
- 所管省庁は、検証ポイントを可能な限り踏まえた上で、査定を行うべき である。なお、その検証ポイントに対する所管省庁の査定の考え方は、 査定の最終決定までには、公表されるべきである。

3:料金の適正性確保に向けて検討すべき論点(消費者基本計画施策番号 67-2

③関係)

公共料金への消費者の理解を得るためには、事業者による不断の経営合理 化・効率化努力が求められており、料金の適正性確保に向けた取組も重要であ る。このため、原価の範囲・水準も含めた料金規制の設定や方法が適正か否か、 料金の適正性の持続的な確保のためにどのように対応するべきか等を検討する 必要がある。そこで、以下の論点について、中長期的な課題として検討を行う べく、まずは、消費者委員会で事実関係を整理し、検討に資する材料を整理し ていく必要があると考える。また、その際には、情報開示・公開の在り方につ いても、併せて検討を行うべきである。なお、消費者庁をはじめとする関係省 庁は、この作業に積極的に協力していただきたい。

(1)料金妥当性の継続的な検証の在り方についての検討

料金改定認可時の原価は、その時点での経済環境の前提や今後の事業活動を踏まえて算定される。これらの経済環境の前提や事業活動は、時間が経過すれば、当初予測した状態から変化していくことから、認可時の原価と現実の原価との乖離を把握する必要がある。また、需要量についても、経済環境の前提等の変化に加え、需要量を低く予測し、料金単価(原価/需要量)を高く設定する誘因も働くところ、認可時の需要量と現実の需要量との乖離を把握しておく必要がある。

物価が恒常的に上昇するインフレ下では、随時事業者から料金改定認可申請がなされる可能性が高く、その際、所管省庁及び消費者庁により厳しい査定・検証が行われるため、料金妥当性の検証は必然的に図られると考えられる。

しかし、デフレ下において長期間据え置かれる場合は、長期間査定が行われない。その場合は、消費者の公共料金への信頼性を確保する上で、事業者の効率化努力や料金妥当性に関し、消費者による継続的な検証が可能になるような情報が公表・提供される必要がある。このため、以下について検討・調査するべきである。

- ○料金妥当性の構造的な変化を適切に捉えるためには、料金妥当性の継続 的な検証は、どのような指標により、どの程度の頻度で行われるべきか。
- ○消費者が継続的な検証を行えるように、どのような情報が公表されるべきか。
- ○料金の上限を規制する公共料金と、実際の料金を規制する公共料金で、 妥当性検証の手法や考え方は異なるか。
- ○妥当性の検証により料金を変更させる場合、事業者のコスト削減インセンティブ等が損なわれる可能性について、どのように考えるか。
- ○原価が急激かつ大幅に低下した場合、どのように対応するべきか。
- ○諸外国では、料金の妥当性検証について、どのように取組んでいるか。

(2)総括原価方式における事業報酬算出の在り方についての検討

一般的に公共料金事業には巨額の設備投資が必要とされる場合があり、その場合には減価償却費や事業報酬などの資本費が一定程度のウェイトを占めるため、料金設定において、長期的固定的な影響を与える。総括原価方式では、「料金は、能率的な経営の下における『適正原価』に『適正利潤』を加えたもの」とされているところ、事業報酬と称される「適正利潤」に関しては、その目的等が必ずしも消費者に浸透しているとは言えないため、適正利潤を導入した目的や効果、加えて適正性が担保されている理由等について、改めて整理する必要がある。

例えば、事業報酬の内訳である他人資本報酬率の算出に用いる自己資本と他人資本のウェイト比(以下「算出ウェイト比」という。)は「30:70」、「35:65」となっている。しかし、算出ウェイト比は実績値とは異なる。過去の消費者委員会や消費者庁が開催した電気料金の値上げ認可申請に関する意見交換会等においては、この点について、「実績値を用いるべきである。」「算出ウェイト比は適正なのか。」といった疑問が呈され、消費者等の納得性を高める上での課題となっている。こうした点を踏まえ、以下の点について、過去行われてきた議論を踏まえつつ、検討・調査するべきである。

○事業報酬の目的を、料金規制との関係から如何に整理すべきか。(事業報

酬は、資本調達コストへの充当を目的としたものか等。)

- ○事業報酬算出上の算出ウェイト比は、どう決定されるべきなのか。また、 実績値との乖離をどう考えるべきか。
- ○算出ウェイト比は、各分野、事業規模で異なるか、同一であるべきか。
- ○自己資本報酬率は、どのような指標を参照し、決定されるべきなのか。
- ○レートベースに含まれる資産はどのような要件を満たしているべきか。
- ○諸外国で採用されているレートベース方式の現状。

~公共料金を取り巻く経済環境等~

我が国の物価動向について、消費者物価指数(総合)は、平成10年半ばごろから前年比マイナスに転じて以来、一時期を除き下落している。同様に、消費者物価指数の構成比の約17%を占める公共料金(図表4)は、同年以降一時期を除き緩やかに低下傾向が続いていたが、平成22年以降は緩やかに上昇している(図表5)。

一方、政府・日本銀行は、本年1月22日の「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)」において、物価安定の目標を「消費者物価の前年比上昇率で2%とする。」とし、その実現に向けて各種政策がとられているところである。これらを受け、為替レートは、年末以来円安傾向(図表6)を示しており、輸入物価や企業物価が上昇しつつある。消費者物価指数(総合)は緩やかな下落傾向にあったが、今後、上昇に転じることが見込まれている。また、消費者の意識も変化しつつあり、内閣府の消費動向調査によれば、「今後物価上昇する」と予想する割合が、今年に入り増加している(図表7)。

(3)現世代消費者と将来世代消費者間の費用負担等の在り方についての検討

- ○公共料金においては、インフラ資産の修繕、更新、技術開発といった維持 に必要な費用は、世代間で費用を公平負担すべきものであり、世代間の 公平な費用負担は、どのようにあるべきか。その際、地方公共団体が決 定する公共料金⁵についても、消費者参画が実質的に確保されているかを 含めて、料金決定プロセス等に関しても検討を行い、提言を行うことも 考えられる。また、地域間格差について、どのように評価するべきか。
- ○公共料金の原価算定を行う際、現在の料金を低く抑えることを目的として、結果的に更新投資を抑制する方向に働くようなものはないか。あるとすれば、それにどのように対応すべきか。

8

⁵ 例えば、上下水道が考えられる。

(4)公共料金政策の国際比較についての検討

- ○我が国の公共料金政策を評価するため、主要な公共料金について、内外価格差、料金規制、消費者参画、行政機関の関与等の観点から、各国の現状を調査すべきである。
- ○自由化された公共料金についても、自由化に至るまでの間、料金規制における消費者への配慮がどのように実施されていたのか、また、自由化され料金規制が撤廃された後、消費者保護のためのセーフティネットとして、どのような対応がされているか、料金の推移がどのようになっているのかを調査すべきである。
- ○また、料金妥当性や事業効率性を調査する際には、可能かつ適切な範囲で 「サービスの質」も比較検討すべきである。

なお、上述の検討を行う際には、消費者への影響の大小という観点を踏まえるとともに、事業者の規模やそれぞれの事業特性などを十分考慮し、柔軟に対応していくべきである。

4:おわりに

消費者基本法においては、消費者政策は、必要な情報の提供を受けること、 意見が消費者政策へ反映されること等を消費者の権利として尊重すること等を 基本とする旨が規定されている。このため、公共料金についても、情報公開に よる決定過程の透明性の確保、料金改定への消費者の意見の反映が求められる ため、上述の課題は、消費者基本法の理念に沿ったものである。

所管省庁及び消費者庁におかれては、こうした認識を共有し、電気料金の値上げ認可申請の審査プロセスを一つの参照すべき先行事例として位置づけ、消費者参画の機会を確保すべく、積極的に、先に掲げた課題に取り組んでいただきたい。

消費者委員会におかれては、上記の所管省庁及び消費者庁の取組み状況を随時フォローアップするとともに、上述の論点について検討を進めることを期待したい。その際、公共料金に関してこれまで行われてきた各種提言⁷を踏まえるべきである。

⁶ 電力料金については、平成30年度から平成32年を目途に、電気の小売料金の全面自由化 に係る制度を実施するとされている。

また、消費者団体は、行政・事業者と消費者をつなぐ存在として、適切に情報収集・検討を行い、消費者に対して分かりやすい形で情報を提供するとともに、幅広い消費者の利益を代表した意見を述べていくことが期待されている。ついては、所管省庁及び消費者庁におかれては、消費者団体との緊密な意思疎通に努められたい。

なお、一口に公共料金といっても、人件費が原価の大部分を占める分野が存在する一方で、設備投資等が原価の太宗を占める分野も存在する。また、安定した需要が見込まれる分野がある一方で、需要の継続的な減少が見込まれる分野もある。同一分野内でも、従業員が数万人規模の企業もある一方で、中堅・中小企業も存在する。このため、こうした相違を踏まえることが必要である。

以上

⁷ 例えば、公共料金問題についての建議(消費者委員会、平成24年2月28日)、「公共料金の決定の在り方について」(消費者庁公共料金に関する研究会平成24年11月) 等

<図表1:電気料金の値上げ申請一覧>

	申請日	認可日	値上げ日	
東京電力	2012年5月11日	2012年7月25日	2012年9月1日	
関西電力	2012年11月26日	2013年4月2日	2013年5月1日	
九州電力	2012年11月27日	2013年4月2日	2013年5月1日	
東北電力	2013年2月14日	2013年8月6日	2013年9月1日	
四国電力	2013年2月20日	2013年8月6日	2013年9月1日	
北海道電力	2013年4月24日	2013年8月6日	2013年9月1日	

<図表2 消費者基本計画(抜粋)>

消費者基本計画

平成22年3月30日 閣議決定 (平成23年7月8日一部改定) (平成24年7月20日一部改定)

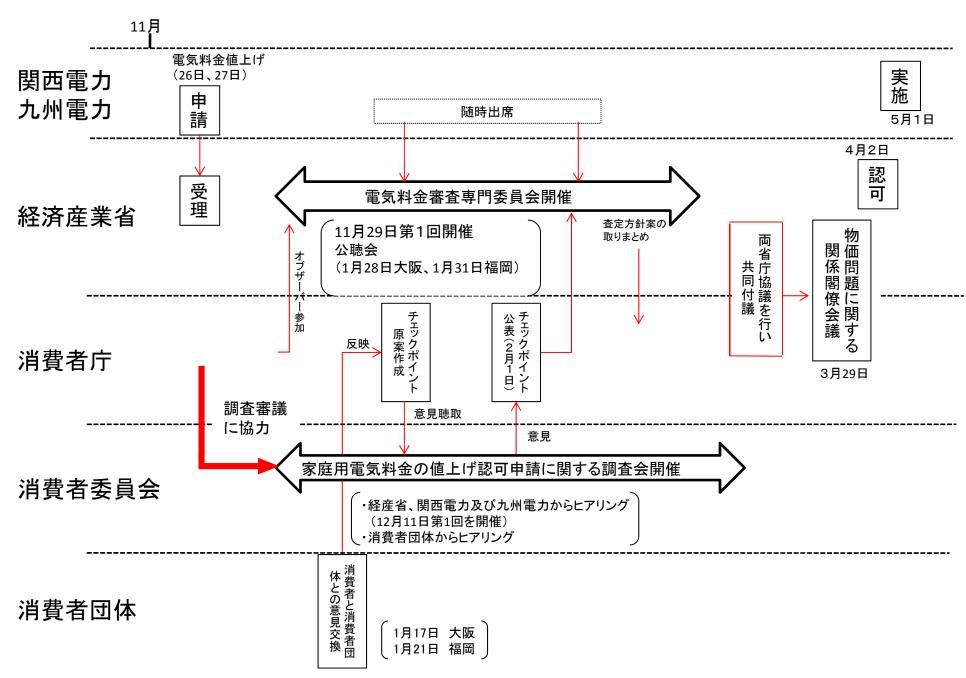
【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

- 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
- (2)消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保 ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期		
		 消費者庁			
67		,	実施済み。		
	費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってき	関係省庁等	(公共料金等の新規		
	ていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在		設定についても消費		
	り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行		者庁との協議等を行		
	い、必要な措置を講じます。		うこととした。)		
67-2	公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の	消費者庁	速やかに着手し、継		
	機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以	消費者委員	続的に実施します。		
	下の施策について検討し、取り組みます。	会			
	① 所管省庁における公共料金等に係る情報公開	各公共料金			
	の実施状況についてフォローアップ	等所管省庁			
	② 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や				
	審議会における消費者参画の実質的な確保				
	③ 据え置きが続いている公共料金等を含め料金				
	の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検				
	討と実施				

<図表3-1:料金改定申請から認可までのプロセス(例:関西電力と九州電力)>



<図表3-2:電気料金値上げ申請関係手続きの透明性>

(関西電力の値上げ申請のケース)

1. 経済産業省

- (1) 一般電気事業供給約款料金審査要領
- ①審査要領の見直し

電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議(平成23年11月~24年3月)

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment.html#denkiryoukin

・各回とも議論は公開、一般の傍聴可能、配布資料も公開

電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書(平成24年3月)

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy/denkiryoukin/report_001.html

②審查要領

一般電気事業供給約款料金審査要領(平成24年3月30日)

http://www.enecho.meti.go.jp/denkihp/genjo/rule/hpshinsa-y.pdf

- (2) 認可申請への対応
- ①認可申請の受理

関西電力株式会社の電気料金値上げ認可申請の受理(平成24年11月26日)

http://www.meti.go.jp/press/2012/11/20121126005/20121126005.html

②電気料金審査専門委員会における査定方針の議論

電気料金審査専門委員会の開催(関西電力関係は平成 24 年 11 月~平成 25 年 3 月)

http://www.meti.go.jp/committee/gizi 8/2.html

- ・各回とも議論は公開、一般の傍聴可能、配布資料も公開
- ・オブザーバーとして消費者団体関係者(関西の消費者団体も含む)が参加

査定方針案 (電気料金専門委員会)

http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/sougou/denkiryokin/report_002.html

③利用者等からの意見聴取

公聴会開催のお知らせ(平成 24 年 11 月 26 日)

http://www.meti.go.jp/press/2012/11/20121126006/20121126006.html

- ・公聴会:平成24年1月28日に大阪で開催、公開
- ・希望者全員(26人)が意見陳述、傍聴可
- ・電気料金専門委員会委員も一部参加

認可申請にかかる「国民の声」の募集(平成24年11月26日)

http://www.meti.go.jp/press/2012/11/20121126007/20121126007.html

- ·募集期間: 平成24年11月26日~平成25年1月28日
- ・郵送、電子メール、電子政府の総合窓口「e-Gov」による受付

「国民の声」で寄せられた主な意見に対する見解(平成25年4月2日)

http://www.meti.go.jp/press/2013/04/20130402002/20130402002-8.pdf

④申請内容の修正指示

決定された査定方針を受けた申請内容の修正指示(平成 25 年 3 月 29 日)

http://www.meti.go.jp/press/2012/03/20130329002/20130329002.html

⑤申請の認可

関西電力株式会社の電気料金値上げ申請の認可(平成25年4月2日)

http://www.meti.go.jp/press/2013/04/20130402002/20130402002.html

2. 消費者庁

関係資料の HP での掲載場所

http://www.caa.go.jp/information/index.html#m04

①現地消費者との意見交換

関西電力株式会社による電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会への参加募集(平成

24年12月14日)

http://www.caa.go.jp/information/kaisai_kan_1.html

- ・意見交換会:平成25年1月17日に大阪で開催、公開
- ・希望者全員(11人)が意見表明、傍聴可

②チェックポイント

関西電力の電気料金値上げ申請に関するチェックポイント(平成25年2月1日)

http://www.caa.go.jp/information/index.html#m04

③経済産業省との協議

電気料金値上げ認可申請に関する意見

http://www.caa.go.jp/information/pdf/iken_kan_2.pdf

(経済産業省からの回答)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/index/bukka/130329/bessi.pdf

3. 消費者委員会

関係資料の掲載場所

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/index.html

①調査会における議論

家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会(平成24年12月~25年3月)

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/index.html

- ・各回とも議論は公開、一般の傍聴可能、配布資料も公開
- ・委員として消費者団体関係者が毎回参加

②現地消費者団体との意見交換

関西電力株式会社による電気料金値上げ認可申請に関する意見交換会

http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/other/meeting3/002/0311_ikenkoukan.html

- ・意見交換会:平成25年3月11日に大阪で開催
- ・希望団体全員(6団体)が意見表明
- ・調査会委員も一部参加

4. 物価問題に関する関係閣僚会議

関係資料の掲載場所

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/index/bukka/130329/gijisidai.html

①物価問題に関する関係閣僚会議

物価問題に関する関係閣僚会議(平成25年3月29日)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/index/bukka/130329/gijisidai.html

・配布資料、議事要旨は公開

②査定方針案の決定

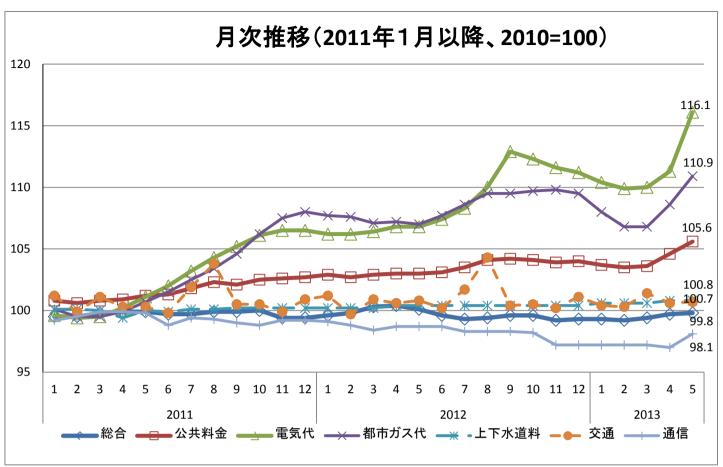
查定方針案

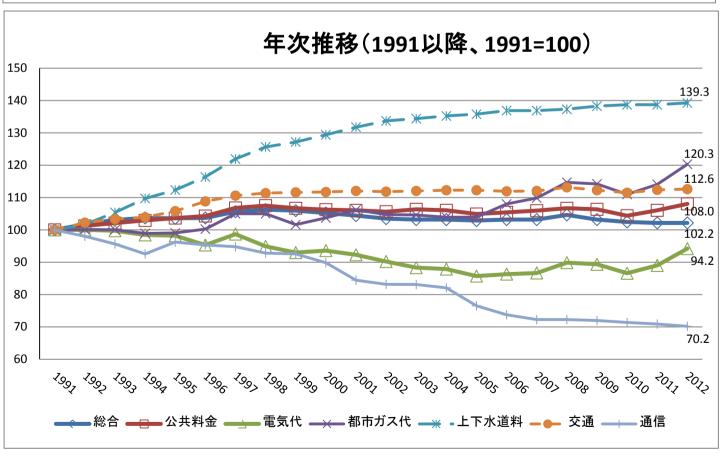
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/index/bukka/130329/bessi.pdf

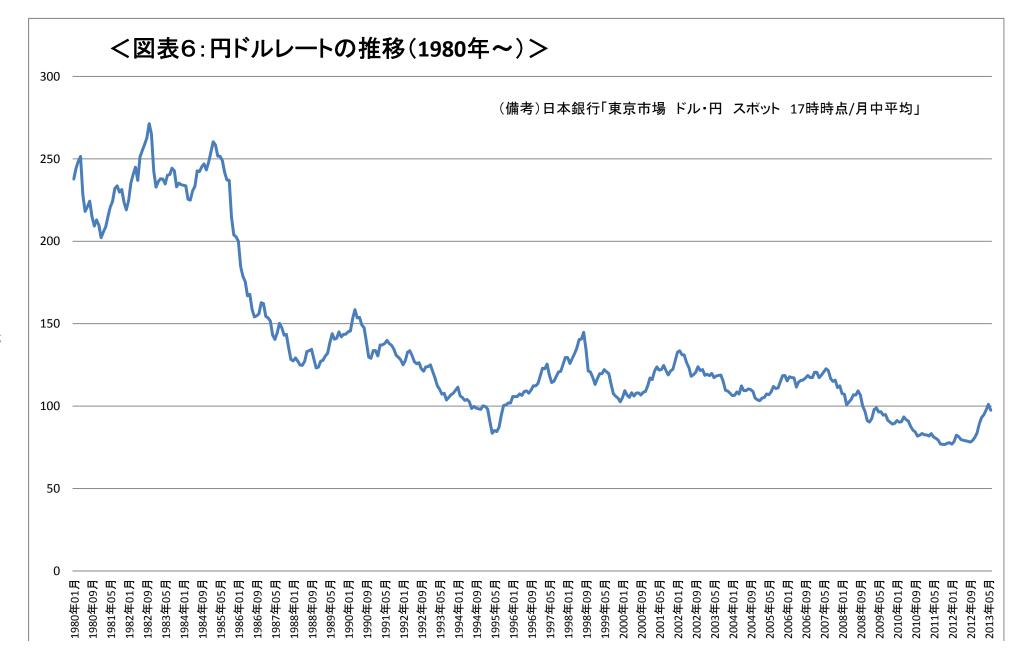
<図表4:消費者物価指数における公共料金のウェイト>

大分類	品目	H22(2010)年基準
住居		89
	公営家賃 都市再生機構·公社家賃	22
	都市再生機構・公社家資	18
.1. ±1 1 336	火災保険料	49
光熱•水道	Ţ. <u></u>	575
	電気代	317
	電	96 100
	水道料	100
	下水道料	£ 62
家具·家事用品		13
	し尿処理手数料	13 4
	リサイクル料金	9
保健医療		196
N IZE M	診療代	196
交通·通信	12 /3/(1 4	534
	普通運賃(JR)	22
	月四年月1017/ 料全(ID 左本線)	0 Q
	*/	8
	171亚(UC,利针称) 13曲中和(15)	16 F
	理字正期(JR)	5 13
	具際性質(JR) 料金(JR, 在来線) 料金(JR, 新幹線) 通学定期(JR) 通勤定期(JR) 普通運賃(JR以外) 通学定期(JR以外)	13
	育理理貝(JK以外)	24
	理字定期(JR以外)	5 16
	週 到 足 別 () 尺 以 ク ト /	10
	一般路線バス代	19
	高速バス代	5
	タクシー代 航空運賃	18
	航空運賃	22
	高速自動車国道料金	21
	航空連貫 高速自動車国道料金 都市高速道路料金 自動車免許手数料 自動車保険料(自賠責) 自動車保険料(任意) はがき 対書	7
	自動車免許手数料	2 34
	自動車保険料(自賠責)	34
	自動車保険料(任意)	168 3
	はがき	3
	· 封書	8
	<u> </u>	93
	運送料	15
 教育	:年达村	27
秋 月	八	
	公立高校授業料 国立大学授業料 公立幼稚園保育料	7 13
	<u> </u>	1 J
	ングループ (ログランド・ログランド・ロック ロップ ロップ	3
北 羊 加 沱	!	4
教養娯楽	1102 67年版 751175	92 43
	放送受信料(NHK)	43
	放送受信料(ケーブル) 放送受信料(NHK・ケーブル以外)	29
	放送受信料(NHK・ケーブル以外)	5
	プール使用料	3
	美術館入館料	10
	競馬場入場料	2
諸雑費		247
	たばこ(国産品)	32
	たばこ(輸入品)	21
	たばこ(輸入品) 傷害保険料 保育所保育料	122
	保育所保育料	52
	介護料	52 11
	介護料 印鑑証明手数料	3
	戸籍抄本手数料	3
	パスポート取得料	3
公共料金	:・・ノン()・ 1 名人(可介)	1769
	のに対するウェイト	: 1708

<図表5:消費者物価指数における公共料金の推移>







第2表 消費者が予想する1年後の物価の見通し(一般世帯、原数値)

(単位:%)

		訪問留置調査 平成25年		郵送調査 平成25年				
		1月	2月	3月	3月 (参考)	4月	5月	6月
	▲5%以上	1.0	0.9	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5
低下する	▲5%未満~ ▲2%以上	1.8	1.0	1.7	0.8	1.0	1.1	1.1
	▲2%未満	2.7	2.2	2.0	2.1	2.0	2.4	2.2
	(計)	(5.5)	(4.1)	(4.3)	(3.4)	(3.4)	(3.9)	(3.8)
	(前月差)	(▲2.6)	(▲1.4)	(0.2)	_	(0.0)	(0.5)	(▲0.1)
変わらない	0%程度	22.1	19.4	17.3	14.2	9.9	9.4	9.3
	(前月差)	(▲2.4)	(▲2.7)	(▲2.1)	_	(4 4.3)	(▲0.5)	(▲0.1)
上昇する	2%未満	27.3	29.4	28.3	33. 4	26.8	25.1	25.2
	2%以上~ 5%未満	27.6	29.3	30.7	31.7	38.4	39.6	40.4
	5%以上	10.4	10.8	12.8	14.0	17.6	18.4	18.3
	(計)	(65.3)	(69.5)	(71.8)	(79. 1)	(82.8)	(83.1)	(83.9)
	(前月差)	(5.7)	(4.2)	(2.3)	_	(3. 7)	(0.3)	(0.8)
分からな	l'	7.1	7.0	6.7	3. 3	3.8	3.6	2.9

- (注) 1. 平成25年4月調査より調査方法等を変更したため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。
 - 郵送調査の平成25年3月は試験調査による参考値である。また、平成25年4月の前月差は試験調査結果と比較した。試験調査については、「消費動向調査(試験調査)」調査結果の概要(http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/shiken2012/shiken_summary.html)を参照。
 - 3. 表中の斜体は参考値。

第2図 消費者が予想する1年後の物価の見通しの推移(一般世帯、原数値)

